

平成 27 年第 4 回
美唄市議会定例会会議録
平成 27 年 12 月 11 日（金曜日）
午前 10 時 00 分 開議

◎議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 委員長報告

- 1 議案第 97 号 美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び美唄市職員の再任用に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 2 議案第 98 号 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件（総務・文教）
- 3 議案第 99 号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請の件（総務・文教）
- 4 議案第 100 号 財産取得の件（美唄市土地開発公社関係）（総務・文教）
- 5 議案第 101 号 権利放棄の件（美唄市土地開発公社関係）（総務・文教）
- 6 議案第 102 号 美唄市学校教育施設整備基金条例制定の件（総務・文教）
- 7 議案第 103 号 美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件（総務・文教）
- 8 議案第 104 号 美唄市体育センター条例の一部改正の件（総務・文教）
- 9 議案第 105 号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件（総務・文教）

務・文教)

- 10 議案第 106 号 美唄市消費生活センター条例制定の件（産業・厚生）
- 11 議案第 107 号 美唄市税条例等の一部改正の件（産業・厚生）
- 12 議案第 108 号 美唄市保育所条例及び美唄市認定こども園条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 13 議案第 109 号 美唄市受動喫煙防止条例制定の件（産業・厚生）
- 14 議案第 110 号 権利放棄の件（職業訓練法人美唄情報開発学園関係）（産業・厚生）
- 15 議案第 111 号 桂沢水道企業団規約の一部変更の件（産業・厚生）
- 16 議案第 112 号 平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 6 号）（予算審査特別）
- 17 議案第 116 号 平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 7 号）（予算審査特別）
- 第 3 議案第 113 号 美唄市教育委員会委員任命の件
- 第 4 議案第 114 号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第 5 議案第 115 号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 第 8 意見書案第 10 号 介護報酬の再改定を求める意見書
- 第 9 意見書案第 11 号 TPP「合意」内容

の徹底した情報公開と検証を求める
意見書

第 10 意見書案第 12 号 国による子ども医療
費無料化制度の創設を求める意見書

第 11 意見書案第 13 号 公職選挙法等の一部
を改正する法律の施行に伴う意見書

◎出席議員（13名）

議 長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	森 川 明 君
2 番	吉 岡 建二郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
6 番	本 郷 幸 治 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	山 崎 一 広 君
9 番	桜 井 龍 雄 君
10 番	谷 村 知 重 君
13 番	金 子 義 彦 君

◎欠席議員（1名）

11 番 丸 山 文 靖 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	市 川 厚 記 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	千 葉 一 夫 君
経 済 部 長	星 野 恒 徳 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君

消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総務部総務課主幹	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
教 育 長	早 瀬 公 平 君
教 育 部 長	伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇 君

農業委員会会長	小 川 俊 美 君
農業委員会事務局長	吉 村 清 孝 君

監 査 事 務 局 長	渋 谷 裕 子 君
-------------	-----------

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	三 上 忠 君
次 長	濱 砂 邦 昭 君

午前 10 時 00 分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

4 番 川上美樹議員、

5 番 楠徹也議員

を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に、日程の第 2、委員長報告に入ります。

順序 1、議案第 97 号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条

例及び美唄市職員の再任用に関する条例の一部改正の件ないし順次 17、議案第 116 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 7 号）の以上 17 件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第 97 号ないし議案第 105 号の以上 9 件について、桜井総務・文教委員長。

●総務・文教委員長桜井龍雄議員（登壇）　ただいま議題となりました、議案第 97 号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び美唄市職員の再任用に関する条例の一部改正の件、議案第 98 号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件、議案第 99 号第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請の件、議案第 100 号財産取得の件（美唄市土地開発公社関係）、議案第 101 号権利放棄の件（美唄市土地開発公社関係）、議案第 102 号美唄市学校教育施設整備基金条例制定の件、議案第 103 号美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件、議案第 104 号美唄市体育センター条例の一部改正の件、議案第 105 号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上 9 件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12 月 8 日、委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第 98 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

マイナンバー制度における通知カードの発送状況及び返送の内訳と今後の取り扱いにつ

いて、との質疑に対し、通知カードは、世帯主あてに 11 月 4 日から 11 月 14 日の期間に、合計 1 万 2,204 通発送し、宛名先にいない方が 264 通、郵便局から 1 週間の保管期間が経過し、市役所へ引き継がれたものが 582 通、受け取り拒否が 7 通の、合計 853 通が返送されており、全国レベルと同等の 7 % という状況になっている。

返送された通知カードのうち、12 月 4 日現在で、渡すことができたものは 226 通あり、残りの 627 通が市で保管している状況である。

なお、残ったカードについては、国からの通知で 3 カ月間保管したのち、原則として破棄することになる。との答弁がありました。

次に、議案第 99 号ないし議案第 101 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

土地の取得について、価格は簿価で表記をされているのか、それとも、一般的に、売買価格に換算した価格となっているのか、また、今後の土地の活用について、との質疑に対し、土地の価格については、不動産鑑定を行い、市場価格として算出した額になっている。また、今後の土地の活用等については、不動産鑑定の評価を参考に、分譲価格を設定して売却するほか、道路用地や保育所の駐車場など、市の管理用地として考えている。との答弁がありました。

次に、議案第 102 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、以前、茶志内小学校が、農業機械販売の企業に譲渡された経緯があるが、今回のような、基金の設置に該当しなかったのか、との質疑に対し、茶志内小学校の屋内体育館を売却したときは、支障物件もあり、今回の

ケースには該当しなかったものである。との答弁。

次に、補助金相当額というものは幾らになるものか。また、この基金を活用した学校教育施設の計画について、との質疑に対し、校舎については、売却額 330 万円のうち補助金相当額は 179 万 6,301 円、体育館については 160 万円のうち補助金相当額が 82 万 6,544 円、合計で 262 万 2,845 円となっており、この補助金相当額以上を積み立てなければならないことから、270 万円の積み立てとなる。また、基金の使途については、今後、財政当局と協議していく。との答弁がありました。

次に、議案第 103 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

財政健全化後の郷土史料館のあり方について、との質疑に対し、現在、冬期間は休館としているが、多くの方々から、1 年を通じて開館してほしいという要望があり、また、立地的にも市の情報が得られたり、パンフレット等を入手できるインフォメーション的な活用も考えられることから、暖房設備等の整備といった課題があるものの、史料館の利用価値を高めていくよう、努力しているところである。との答弁がありました。

次に、議案第 104 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

学校単位で弓道場を使っていた経緯があるが、高校生の部活に対しても、使用料がかかるという考え方でいいのか、との質疑に対し、道教育委員会から借りている間は、部活として利用するときは、使用料をいただかない形で考えている。ただし、暖房に使う灯油代や除雪にかかる費用等は、学校が負担すること

になっている。との答弁がありました。

なお、議案第 97 号及び議案第 105 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 97 号ないし議案第 105 号の以上 9 件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、議案第 106 号ないし議案第 111 号の以上 6 件について、谷村産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長谷村知重議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 106 号美唄市消費生活センター条例制定の件、議案第 107 号美唄市税条例等の一部改正の件、議案第 108 号美唄市保育所条例及び美唄市認定こども園条例の一部改正の件、議案第 109 号美唄市受動喫煙防止条例制定の件、議案第 110 号権利放棄の件（職業訓練法人美唄情報開発学園関係）及び議案第 111 号桂沢水道企業団規約の一部変更の件の以上 6 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12 月 8 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 106 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

消費者安全法施行規則の中に、有資格者を消費生活相談員として配置すると記されているが、現状の職員の中で有資格者はいるのか。また、有資格者がいない場合、今後資格をもった方を配置するのか、との質疑に対し、現状の消費生活相談員に有資格者はいないが、

資格試験に合格したものと同等以上の専門的知識を有する者の配置を認めているので、その部分で委託をしている、との答弁。

次に、議案第 108 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、保育所の統合により、新しい保育園は、定員が 150 名となるが、調理スタッフや栄養士の体制について、どのように考えているのか、との質疑に対し、現在、4 名の調理員がいるが、新しい保育園においても、引き続き、今の 4 名を調理員として採用する予定となっている。また、栄養士については、現在、配置していないが、新保育園は規模が大きいことから、栄養士を配置したいと考えている。との答弁。

次に、新しい保育園の開園について、工事の進捗状況と、4 月 1 日の開園に向けた見通しについて、との質疑に対し、現在、屋外遊戯場等の外構工事については、工事を完了している。また、施設内の工事については、工期が 2 月 26 日までとなっているが、工事は順調に進んでおり、4 月 1 日の開園は可能と考えている。との答弁。

次に、議案第 109 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、受動喫煙防止条例に関しては、昨年 12 月にガイドラインが示され、3 月の定例会で上程に向けた動きがあったが、3 月に上程しなかった理由と、3 月以降、今定例会までの経過について、との質疑に対し、受動喫煙防止対策条例素案を作成後、素案に対するパブリックコメントを実施した結果、554 件の意見が寄せられ、賛成意見が 462 件、反対意見が 66 件、条項への具体的な意見が 23 件、

その他の意見が 3 件であったが、その後、市議会議長へ条例制定の慎重を求める署名が 616 筆寄せられたことから、広く市民の意見を聞く必要があるとして条例の上程を見送った。

今年度に入って、市民公募による委員を含めた 13 名からなる市民検討委員会を 7 月に設置し、11 月までに 5 回の会議を開催、そのうち 2 回で参考人を招致し意見を聞いた。

また、市民の意識調査や事業所調査も行い、最終的に委員会から報告書を受け、今回の条例上程となった。との答弁。

次に、今年の 3 月の時点では、美唄市が全面禁煙になるという話が広まっていたが、条例の内容について、徹底した長いスパンでの周知が必要ではないか、との質疑に対し、今年の 3 月には、禁煙条例という誤解から混乱を招いたが、その後、市民検討委員会を開催することで、少しずつ誤解が解消されてきたことから、今後も、広報紙メロディー、市のホームページ、ポスター・チラシ等や、健康づくり事業などにおいて、周知に努めるとともに、6 カ月間の周知期間後も周知を続けていきたいと考えている。との答弁。

次に、第 1 種や、第 2 種に該当する施設の中で、施設改修等の費用がかかる場合も出てくると思うが、市は、施設改修等に対する予算措置について、どのように考えているのか、との質疑に対し、分煙等における予算措置等について、市民会館、恵風園の公共施設については、平成 28 年度中に一定の方向性を出したいと考えている。

また、民間等の施設においては、周知期間の中で、事業者の意見を充分に伺うとともに、

財政状況を踏まえながら、必要な対策を講じていきたいと考えている。との答弁。

次に、議案第 110 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

第三セクターの株式会社美唄ハイテクセンターと、株式会社美唄未来開発センターの現状について、との質疑に対し、美唄ハイテクセンターについては、空知団地と一体化して企業誘致を進めているところであり、今年 1 月にはコールセンターも入居した。今後も誘致活動に努めていきたい。

また、美唄未来開発センターについては、市の貸付金等もなく、黒字経営がなされている。との答弁がありました。

なお、議案第 107 号及び議案第 111 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 106 号ないし議案第 111 号の以上 6 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、議案第 112 号及び議案第 116 号の以上 2 件について、谷村予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長谷村知重議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第 112 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 6 号）及び議案第 116 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 7 号）の以上 2 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12 月 9 日、委員会を招集して、審査いたしました。

はじめに、議案第 112 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

はじめに、「選挙管理委員会運営事務」について、選挙システム改修の内容と期間について、との質疑に対し、選挙権が 18 歳に引き下げられることから、パソコンで名簿管理ができるよう、システムを改修するものであり、改修の期間については、28 年 3 月 31 日までに改修を終えたい。との答弁がありました。

次に、「環境保全型農業直接支援対策事業」について、対象となる団体は、何グループで、どのくらいの農家戸数なのか、との質疑に対し、美唄市農協、峰延農協、大富地区、沼の内地区、進徳地区、癸巳地区の 6 団体、163 名で構成されている。このうち、エコファーマーを取得している 71 名の方が、補助の対象となっている。との答弁がありました。

次に、「経営所得安定対策事業」について、事業の対象者が峰延農協地域再生協議会となっているが、他の協議会はなかったのか。との質疑に対し、美唄地域再生協議会については、当初申請時に、ナラシ対策の事務費を含んで予算要望をしており、また、大富については、岩見沢再生協議会で申請をしている。この度の峰延農協地域再生協議会については、当初一般の事務費で補えるという判断をし、230 万円の事務費の決定を受けていたが、今回追加要望として、臨時職員事務費等を追加要望し、50 万円の決定を受けたものである。との答弁がありました。

次に、「畑作生産振興事業」について、農業を基幹産業としている美唄農業の中で、大豆の生産量がどういった位置になっているのか。また、生産と消費を結びつけるような美唄独

自の取り組みが必要ではないか、との質疑に対し、平成 26 年産では、全道第 5 位の収穫量となっており、連作障害を解消する方法として、輪作を組むという中で、大豆が非常に大きな位置づけになっている。

現在は、農商工連携事業の中で支援を行っており、また、農協においても、醤油や味噌などの商品化に取り組んでいる。今後についても、商品への加工や、地元への供給、商品の紹介などについて検討して行きたい。との答弁がありました。

次に、議案第 116 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。
市が所有している除雪機械の標準耐用年数の状況、今後の整備計画について。との質疑に対し、除雪ドーザは、昭和 61 年に購入し、標準耐用年数 14 年に対し、29 年経過している。ロータリー除雪車は、標準耐用年数は 15 年で、1 年足りないが、標準運転時間 2,850 時間に対し、今年の 3 月 31 日末で 4,864 時間、1.7 倍の稼働時間となっている。

現在所有している除雪機械は、この 2 台を含め、10 台あるが、ダンプトラック、トラックの除雪車 2 台が、平成 20 年、21 年に更新を予定していたが、延長しており、また、平成 5 年車のドーザについても、更新を延長している。

今後については、平成 30 年に除雪専用トラック、31 年に除雪ドーザ、32 年に除雪専用トラックを更新し、業者に負担がないような形で、効率的に除排雪ができるような体制に努めて行きたい。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 112 号及び議案第 116 号の以上 2 件は、いずれも原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 これより、議案第 97 号ないし議案第 105 号の以上 9 件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 97 号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び美唄市職員の再任用に関する条例の一部改正の件ないし議案第 105 号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件**の以上 9 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 106 号ないし議案第 111 号の以上 6 件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 106 号美唄市消費生活センター条例制定の件**ないし**議案第 111 号桂沢水道企業団規約の一部変更の件**の以上 6 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 112 号及び議案第 116 号の以上 2 件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 112 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 6 号）**及び**議案第 116 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 7 号）**の以上 2 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長小関勝教君 次に、日程の第 3、議案第 113 号美唄市教育委員会委員任命の件ないし日程の第 7、諮問第 2 号人権擁護委員候補者推薦の件の以上 5 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 113 号美唄市教育委員会

委員任命の件であります。

本件は、高橋泰浄委員が 12 月 23 日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として、引き続き、高橋泰浄氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第 114 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、高瀬謙二郎委員が 12 月 28 日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き、高瀬謙二郎氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第 115 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、伊原潤司委員が 12 月 28 日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き、伊原潤司氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、諮問第 1 号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、後藤千代子委員が平成 28 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として、新たに、本郷恵子氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次は、諮問第 2 号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、荻野秀昭委員が平成 28 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として、新たに、三浦洋嗣氏を法務大

臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 113 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 113 号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおり**同意**することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 114 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 114 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 115 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 115 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました諮問第 1 号については、別にご発言もないようですので、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第 1 号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可**と**決定**されました。
お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました諮問第 2 号については、別にご発言もないようですので、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第 2 号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可**と**決定**されました。

●議長小関勝教君 次に、日程の第 8、意見書案第 10 号介護報酬の再改定を求める意見書ないし日程の第 11、意見書案第 13 号公職選挙法等の一部を改正する法律の施行に伴う意見書の以上 4 件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第 10 号ないし意見書案第 12 号の以上 3 件について、5 番、楠徹也議員。

●5 番楠徹也議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 10 号ないし、意見書案第 12 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護報酬の再改定を求める意見書

平成 27 年 4 月より実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス 0.56%、処遇改善プラス 1.65%を除くとマイナス 4.48%の大幅なマイナス改定となりました。施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で 5%を超える引下げ幅となり、小規模デイサービスでは約 10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては 20%を超えるマイナス改定となっており、事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっています。

全国各地では、すでに「採算」の合わない事業所の閉鎖・撤退がはじまっており、地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う事態となっています。社会保障の充実を理由に消費税 8%増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許されません。

厚生労働省は、今回の大幅切り下げの理由として「社会福祉法人の内部留保」を挙げていますが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬のなかでさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で精いっぱい状況です。都市部で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ、「介護は儲かっている」との判断は明確な誤りです。広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく、事業所の撤退が相次ぎ、訪問看護などいくつかのサービスが利用できない自治体もあります。

また、処遇改善加算は介護職だけを対象にしていますが、介護現場には看護師・ケアマネージャー・事務職・リハビリ技師・調理職

など多様な職種が働いています。介護職場全体のバランスの取れた「処遇改善」には、加算ではなく介護報酬自体の引上げが必要です。

国が「医療介護総合法」のなかで、介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとするなか、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持させるためには、介護経営の維持と、確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な、利用者負担に抛らない介護報酬の「大幅プラス改定」での見直しが不可欠となっています。

以上の実態を踏まえ、次年度予算編成に向け、誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本にした、介護報酬の見直しが必要です。

以上の趣旨から、下記事項について要望します。

記

1. 次年度予算において、介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直しすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 11 日

北海道美唄市議会

T P P 「合意」内容の徹底した情報公開
と検証を求める意見書

T P P 交渉は、10 月 5 日の閣僚会議において、大筋合意に至ったと発表されました。政府の合意内容によると我が国において、かつ

て経験したことがない高い水準の農畜産物市場開放がなされる結果となっております。

農業が基幹産業である我が美唄市においては、ＴＰＰ「合意」の結果に対し、農業者をはじめ多くの市民は「不信・不安」を抱え、失望感が漂っております。

これでは、「地方創生」「１億総活躍社会」どころか「地方崩壊」「弱者切り捨て社会」の道をたどることになり、本当に国益を守り国会決議を遵守したといえるのか疑義を抱かざるを得ません。

ＴＰＰは関税など物品市場アクセスだけではなく、食の安全・安心や投資、サービス貿易、金融サービス、医療制度、知的財産など国民の暮らしに関わる広範な経済連携協定であるにもかかわらず、政府は守秘義務を盾に情報の開示や国民的議論が一切なされぬまま、「合意＝批准」が既成事実かのように国内の対策の論議を進めております。

今後、政府においては、国会における承認手続きに入る前に下記事項について十分配慮するように求めます。

記

1. 交渉過程を含めた徹底した情報公開を行い、ＴＰＰ大筋合意内容の全容と影響などについて国民各層に対する説明責任を果たすこと。
2. 国会においては、衆参両院の農林水産委員会における国会決議との整合性について真摯に徹底した検証を行うこと。
3. 国会決議に違反すると判断された場合は、速やかにＴＰＰ合意を撤回すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 11 日

北海道美唄市議会

国による子ども医療費無料化制度の創設を求める意見書

少子化の克服は国家的な課題であり、厚生労働省が発表した 2013 年の合計特殊出生率は 1.43 で前年を上回ったものの、人口を維持するのに必要な 2.07 への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準で推移しております。

深刻な少子化の進行の中で、子育て世帯への直接的な経済支援、育児への心理的支援は大変重要であり、少子化対策として最も望まれている経済的負担の軽減は、国によって行われるべきであります。

国による子育て支援が不十分な中、地方自治体は、子ども医療費の無料化を求める声に応え、助成制度を充実してきました。

子ども医療費無料化は、全ての都道府県で行われている事業で、それに伴い、通院では約 6 割、入院では約 7 割の市町村で中学校卒業までの無料化制度が実施されております。

美唄市においても、独自無料化を行っていますが、本来、子育て支援にかかわる医療の基本政策は国がなすべき事業であり、抜本的政策改善の責任は国にあります。

ところが、医療費助成について、窓口での支払いが不要な「現物給付」にした場合には、国民健康保険の国庫負担金が調整（減額）され、「現物給付」にしている市町村では、財政

運営上の大きな支障となっております。

よって、国においては、子ども医療費の無料化制度を創設されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 11 日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長小関勝教君 次に、意見書案第 13 号について、8 番、山崎一広議員。

●8 番山崎一広議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 13 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

公職選挙法等の一部を改正する法律の 施行に伴う意見書

公職選挙法等の一部改正の成立を受け、世界的な流れに鑑み若者の政治参加を促すべく、選挙権年齢が 18 歳以上への引き下げが措置されたところであります。

2016 年第 24 回参議院議員通常選挙以降、働く若者や高校生、大学生など 18～19 歳約 240 万人が新たに有権者に加わることとなります。

18 歳選挙権の実現により、主権者として政治参加の機会・関心を持つとともに、政治離れに歯止めをかけ、投票率向上にも少なからず期待が寄せられているところであります。

我が国の未来を築く若者の政治参加をしっかりと進めてこそ、社会に活力が生まれ将来への希望が大きく開けるよう、関連諸法の整備や運用の改善も進めて行かねばなりません。

よって、国においては、これらを有効に機能させるよう、以下について要望します。

記

1. 公職選挙法及び政治資金規正法に係る事件等について、民法、少年法その他の法令の規定については、慎重かつ適正な運用措置を講ずること。

2. 高校教育における「主権者教育」については、中立性を損なわない範囲で、政治参加の在り方や現実的な課題等に、実践的な取り組みを積極的に促していくこと。

3. 18 歳以上の若者が、幅広く政治に参加することは、地域基礎社会や民主主義社会を築く大きな基盤ともなることから、特に、学校等以外における活動については、学校や地域、家庭、事業者等が相互に連携・補完し合い、支援していく社会的な教育環境の早急な体制整備を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 11 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第 10 号ないし意見書案第 13 号の以上 4 件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第 10 号介護報酬の再改定を求める意見書**ないし**意見書案第 13 号公職選挙法等の一部を改正する法律の施行に伴う意見書**の以上 4 件は、原案のとおり**可決**されました。

●議長小関勝教君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成 27 年第 4 回美唄市議会議定例会は閉会いたします。

午前 10 時 45 分 閉会